

議会運営委員会要点記録

○開会日時 令和6年9月26日（木） 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1 番	佐 藤 周 君	2 番	井 戸 清 司 君
3 番	河 島 紀美恵 君	4 番	宮 崎 雅 薫 君
5 番	長 沢 正 君	6 番	杉 本 一 彦 君

○出席議員 9名

議 長	中 島 弘 道 君	副議長	青 木 敬 博 君
議 員	虫 明 弘 雄 君	議 員	村 上 祥 平 君
〃	杉 本 憲 也 君	〃	鈴 木 絢 子 君
〃	竹 本 力 哉 君	〃	篠 原 峰 子 君
〃	大 川 勝 弘 君		

○オブザーバー 5名

議 員	犬 飼 このり 君	議 員	田久保 眞 紀 君
〃	重 岡 秀 子 君	〃	浅 田 良 弘 君
〃	四 宮 和 彦 君		

○出席議会事務局職員 5名

局 長	富 岡 勝	局長補佐	里 見 和 彦
係 長	福 王 雅 士	主 査	野 田 昌 伸
主 事	高 橋 綾		

○会議に付した事件

- 1 意見書について
- 2 市議会9月定例会最終日の運営について
 - (1) 採決の方法について
 - (2) 人事案の取扱いについて
 - (3) 予算・決算特別委員会の設置について
 - (4) 意見書の取扱いについて
 - (5) その他
- 3 その他
 - (1) 次期12月定例会の頭出しについて

(2) その他

○会議の経過概要

○委員長（宮崎雅薫君）開会する。

○委員長（宮崎雅薫君）日程第1、意見書についてを議題とする。

今定例会に提起された意見書案は2件である。調整が必要な意見書案について、私、委員長において調整を進めるとともに、本日の本委員会において改めて調整を行い、その取扱いについて決定することとしている。

まず、静岡県教職員組合東豆支部支部長〇〇〇〇〇氏から、持参により提出された、意見書の提出を求める陳情及び議長提案の意見書案に係る調整状況について、事務局長から報告いたさせる。

○事務局長（富岡 勝君）初めに、資料1ページ及び2ページを参照願う。静岡県教職員組合東豆支部支部長〇〇〇〇〇氏から陳情のあった、教職員の人材確保及び学校の働き方改革に向けた教育施策の実現を求める意見書については、自由民主 伊東を除く各会派及び会派に所属していない議員全員からは賛同が得られているものの、自由民主 伊東からは賛同が得られていない。

続いて、資料3ページ及び4ページを参照願う。議長提案の、地震財特法の延長に関する意見書については、各会派及び会派に所属していない議員全員からの賛同が得られている。以上である。

○委員長（宮崎雅薫君）それでは、2件の意見書案の取扱いについて、各会派及び会派に所属していない議員から、順次、2件一括して意見を伺う。また、賛同しない場合には、その理由についても願います。

○1番（佐藤 周君）最初の教職員組合からの意見書については、児童・生徒の豊かな学びを実現するため財源を確保することを強く要望するとの部分には賛同するということが、会派で審議した結果ではあるが、意見書に記載されている文科省の教職調整額の率に関する部分については、このやり方が適切なのかということ、また別のやり方があるのではないかとの意見もあった。しかし、全体として今置かれている教育の現場に対して、やはり教職調整額の率は上げる方向で賛成していかなければならないだろうということで、賛成である。

もう一つの地震財特法の延長に関しては、会派内全会一致で賛成する。

○2番（井戸清司君）教職員の人材確保及び学校の働き方改革に向けた教育施策の実現を求める意見書案については反対する。基本的に中央教育審議会で議論された教職調整額の率を4%か

ら10%というところも、国のほうで財源の確保も進んでおり、13%ぐらいになるのではとの方向性は見えてきている。確かに子供たちへの教育の場で、子供たちと接する時間が欲しいという点においては、教育現場としてもっと抜本的な改革をしていかなければならないと考えている。ただ、教職調整額は基本的に全ての職員に対して出される手当であるので、それを求めるのであれば、ベースアップという形で求めるほうが、本来であれば、正論なのではないかと思う。また、学校の現場の先生が業務多忙で大変になってきているのは、今まで、文部科学省が様々なアンケートや書類等を先生にも求めて、結局それに対応することが、先生たちの負担になっている可能性もあるので、まずはそういった部分から見直しを進めなければならない。教員のいわゆる適正配置数や加配の部分について、加配の部分にも全然メスを入れられていないが、加配の定数をもっと増やさなければならない。さらに、各市町村における支援員や事務員など、教員以外の人員強化に関して、国が各市町村に補助金を出すなどといった形で支援員を増やすなどして、学校の事務をもっと負担軽減させることを求めたほうがいいのではないかと考えている。そのため、この意見書だけでは全てが網羅されていないと感じる上、文部科学省の中央教育審議会で審議されたことに対して、組合の方が出さされている感じのイメージに取れてしまう。そのため、本意見書には反対をさせていただくが、今後、県の東部議長会における意見書の提出を求められているため、現場の声も合わせた中で、意見書として提出できるよう活動することとし、今回の意見書に対しては反対する。

地震財特法の延長に関する意見書は賛成をする。

○5番（長沢 正君）2本とも賛成であるが、教職員の人材確保及び学校の働き方改革に向けた教育施策の実現を求める意見書については、会派としていろいろ意見が割れたが、意見書について、書き直しも認めていただいております、これが100%だと我々も思っていないが、議案として上程するために直させていただいたので、賛成する。

○6番（杉本一彦君）両方とも賛成である。

○オブザーバー（四宮和彦君）2件とも賛成である。

○オブザーバー（犬飼このり君）2件とも賛成である。教育のほうに関しては、元のほうがよかったと思うところもあるが、これで納得していただける方が増えるというのであれば、賛成する。

○オブザーバー（田久保眞紀君）2件とも賛成である。

○オブザーバー（重岡秀子君）地震財特法の延長については賛成である。教職員組合東豆支部は伊東と熱海が一緒になった組合であるが、切実な思いで市議会に出してきたと思う。公明党の意見で、下に書かれていた3項目を消して、文章を書き直したわけであるが、私が残念に思うのは、その3項目の中に、今、井戸委員が言ったように、教職調整額の率を4%から10%に

するというのも入っていたが、これは井戸委員のおっしゃるとおり国のほうも検討しているので、書かなくても実現していくものだと思うが、矛盾するものではないと思う。残りの2項目は、とにかく正規の先生の定数を増やしてほしいと言ったものであり、教頭の複数化とか、養護教諭とか、事務職員の配置についても、増員を要望していた。今、不登校の児童・生徒が伊東でもすごく多い中で、遅刻して来る不登校の児童・生徒を、教頭が迎え入れている状況があるので、やはり大きな学校は教頭が2人いれば、1人は不登校の児童・生徒に対応できることから、非常に現実的な要望だったため、教職員組合になぜこの意見書を提出したいのかということを知ることが必要であったのではないかと考える。意見書を修正したものの、教職員組合が、出さないよりは、出していただきたいということで納得したとのことであるため、皆さんがそれで一致できるなら賛成するが、この教員を増やしてほしいという傾向が薄まってしまったことについては、残念だという意見を言わせていただく。

○オブザーバー（浅田良弘君）両意見書とも賛成である。

○委員長（宮崎雅薫君）意見調整のため、暫時休憩する。

午前10時10分休憩

午前10時10分再開

○委員長（宮崎雅薫君）休憩前に引き続き、会議を開く。

ただいまの協議の結果、議長提案の意見書案については全議員から賛同が得られたが、意見書の提出を求める陳情の意見書案については賛同が得られていない。したがって、全議員からの賛同が得られた意見書案については最終本会議に提出することとし、賛同が得られなかった意見書案については提出しないこととしたいと思う。

これにご異議ないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

以上で、日程第1、意見書についてを終了する。

○委員長（宮崎雅薫君）日程第2、市議会9月定例会最終日の運営についてを議題とする。(1) 採決の方法についてから、(5) その他まで、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富岡 勝君）順次、説明する。(1) 採決の方法についてである。資料5ページ及び6ページの付託議案審査状況一覧に基づき説明する。付託案件は、条例3件、単行議案1件、補正予算4件、各会計決算10件の合計18件である。各所管常任委員会において、いずれも原案を可決、または認定すべしとの決定である。本会議における採決の方法について、順次、

説明する。

まず、常任総務委員会へ審査を付託した、市議第 8 号 令和 6 年 4 月 1 日以降における遺族扶助料の年額の改定に関する条例、市議第 9 号 伊東市税賦課徴収条例の一部を改正する条例、市議第 10 号 伊東市国民健康保険条例の一部を改正する条例及び市議第 26 号 令和 6 年度伊東市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、以上、条例 3 件及び特別会計補正予算 1 件については、市議第 8 号、市議第 10 号及び市議第 26 号はいずれも全会一致で、市議第 9 号は賛成多数で、原案を可決すべしとの決定である。なお、市議第 9 号については、少数意見が留保されている。4 件一括上程後、委員会審査報告、少数意見報告、質疑、討論の後、採決は 3 つに分け、まず、市議第 8 号及び市議第 10 号の条例 2 件を一括で、次に、市議第 9 号の条例 1 件を、続いて、市議第 26 号の補正予算 1 件をそれぞれ挙手による決定をお願いする。

次に、常任観光建設委員会へ審査を付託した、市議第 25 号 令和 6 年度伊東市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）及び市議第 27 号 令和 6 年度伊東市下水道事業会計補正予算（第 1 号）、以上、特別会計補正予算 1 件及び企業会計補正 1 件については、いずれも全会一致をもって、原案を可決すべしとの決定である。2 件一括上程後、委員会審査報告、質疑、討論の後、2 件一括で、挙手による決定をお願いする。

次に、各所管常任委員会へ審査を分割付託した、市議第 24 号 令和 6 年度伊東市一般会計補正予算（第 3 号）については、常任総務委員会及び常任福祉文教委員会では、いずれも全会一致で、常任観光建設委員会では、賛成多数で原案を可決すべしとの決定である。なお、常任観光建設委員会において、少数意見が留保されている。上程後、各委員会審査報告、少数意見報告、質疑、討論の後、挙手による決定をお願いする。

次に、決算等であるが、まず、常任総務委員会へ審査を付託した、市認第 7 号 令和 5 年度伊東市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、市認第 8 号 令和 5 年度伊東市土地取得特別会計歳入歳出決算、市認第 9 号 令和 5 年度伊東市霊園事業特別会計歳入歳出決算及び市認第 11 号 令和 5 年度伊東市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、以上、特別会計決算 4 件については、いずれも全会一致で認定すべしとの決定である。4 件を一括上程し、委員会審査報告、質疑、討論の後、採決は 4 件一括で、挙手による決定をお願いする。

次に、常任観光建設委員会へ審査を付託した、市認第 6 号 令和 5 年度伊東市競輪事業特別会計歳入歳出決算、市議第 23 号 令和 5 年度伊東市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、市認第 13 号 令和 5 年度伊東市下水道事業会計決算及び市認第 14 号 令和 5 年度伊東市水道事業会計決算、以上、特別会計決算 1 件、単行議案 1 件及び企業会計決算 2 件については、いずれも全会一致で認定または原案を可決すべしとの決定である。4 件を一括上程し、委員会審査報告、質疑、討論の後、採決は 2 つに分け、まず、市認第 6 号及び市認第 14

号の2件を一括で、次に、市議第23号及び市認第13号の2件を一括で、それぞれ挙手による決定をお願いする。

次に、常任福祉文教委員会へ審査を付託した、市認第10号 令和5年度伊東市介護保険事業特別会計歳入歳出決算及び市認第12号 令和5年度伊東市病院事業会計決算、以上、特別会計決算1件及び企業会計決算1件については、市認第10号は全会一致で、市認第12号は賛成多数でそれぞれ認定すべしとの決定である。なお、市認第12号については、少数意見が留保されている。2件を一括上程し、委員会審査報告、少数意見報告、質疑、討論の後、採決は2つに分け、まず市認第10号を、次に、市認第12号をそれぞれ挙手による決定をお願いする。

次に、各所管常任委員会へ審査を分割付託した、市認第5号 令和5年度伊東市一般会計歳入歳出決算については、常任総務委員会では、全会一致で、常任観光建設委員会及び常任福祉文教委員会では、いずれも賛成多数で認定すべしとの決定である。なお、常任観光建設委員会及び常任福祉文教委員会において少数意見が留保されている。上程後、各委員会審査報告、少数意見報告、質疑、討論の後、これまでの例に倣い、起立採決による決定をお願いする。

続いて、(2) 人事案の取扱いについてである。資料7ページを参照願う。市選第1号 教育委員会委員任命の同意について、市選第2号 監査委員選任の同意について及び市諮第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、以上、3件の当局提案の人事案については、去る8月22日に開催した本委員会において説明したとおり、市長の説明の後、申合せにより、質疑、討論を省略し、それぞれ挙手による決定をお願いする。

次に、(3) 予算・決算特別委員会の設置についてである。資料8ページを参照願う。去る8月6日に開催の議会改革特別委員会において、予算・決算特別委員会を設置することについて合意がされ、その後、19日に開催の代表者会議において、正副委員長の選任方法が決定されたことにより、設置に向けた協議が整ったことから、今定例会での設置に係る発議案について説明する。まず、特別委員会の名称については、予算・決算特別委員会とし、委員の定数は、議長を除く全議員の19名、付議事項は、一般会計当初予算及び補正予算並びに一般会計決算の審査に関する事項とする。設置期間は、本特別委員会設置の日から令和7年9月定例会最終日までとし、経費は、議会費から支弁することとする。

本案の取扱いについては、議会改革特別委員会において全会一致により決定したことを踏まえ、各会派及び会派に所属していない議員全員による共同の提出とし、申合せにより、説明から質疑、討論までを省略し、簡易採決による決定をお願いする。また、今定例会においては、特別委員会委員の選任までにとどめ、特別委員会において行う正副委員長の互選及び委員席の指定については、補正予算案が付託され、実際に審査が行われる12月定例会において行うこ

ととしたいと思う。

なお、各会派及び会派に所属していない議員全員による共同提出とならない場合には、原則に戻り、登壇して提案説明の後、質疑、討論を行い、挙手による決定をお願いする。

次に、(4) 意見書の取扱いについてである。先ほどの協議の結果、地震財特法の延長に関する意見書については、各会派及び会派に所属していない議員全員の賛同を得たので、共同提出の議案として、上程し、申合せにより、質疑、討論を省略し、簡易採決による決定をお願いしたいと思う。

最後に、(5) その他であるが、2点ほど申し上げる。1点目は、討論を予定されている議員においては、会議規則第52条に基づき、発言通告書を提出するようお願いする。2点目は、さきの本委員会が開催された8月22日以降、これまでに受理した陳情1件の取扱いについてである。9月13日に郵送受理した、静岡県社会保障推進協議会会長〇〇〇氏からの、国に対し、現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書の提出を求める陳情については、9月17日に参考配付させていただいた。

以上で、市議会9月定例会最終日の運営についての説明を終わる。

○委員長（宮崎雅薫君）まず、(1) 採決の方法について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

採決の方法については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) 人事案の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

人事案の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(3) 予算・決算特別委員会の設置について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

予算・決算特別委員会の設置については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(4) 意見書の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

意見書の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(5) その他での討論の通告及び陳情の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

討論の通告及び陳情の取扱いについては、説明のとおり、ご了承願う。

そのほかに、市議会 9 月定例会最終日の運営について、委員から何かあれば、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

以上で、日程第 2、市議会 9 月定例会最終日の運営についてを終了する。

○委員長（宮崎雅薫君）日程第 3、その他を議題とする。

(1) 次期 1 2 月定例会の頭出しについて及び(2) その他について、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富岡 勝君）まず、(1) 次期 1 2 月定例会の頭出しについてである。資料 9 ページを参照願う。次期定例会の頭出しについては、1 1 月 2 9 日（金）の開会を提案させていただきたいと思う。1 1 月 2 9 日開会となると、1 1 月 2 2 日（金）告示、翌開庁日の 2 5 日（月）議会運営委員会となる。

次に、(2) その他であるが、事務局からは特にない。

以上で、その他の説明を終わる。

○委員長（宮崎雅薫君）まず、(1) 次期、1 2 月定例会の頭出しについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。次期、1 2 月定例会の頭出しについては、説明のとおり 1 1 月 2 9 日（金）とすることにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) その他について、事務局からはないとのことであるが、委員から何かあれば質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

以上で日程第3、その他を終了する。

○委員長（宮崎雅薫君）以上で日程全部を終了した。

これにて閉会する。

○閉会日時 令和6年9月26日（木）午前10時28分（会議時間28分）

以上の記録を認める。

令和6年9月26日

委員長 宮 崎 雅 薫